

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月25日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）等でお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」を送付いたしますので、本事務連絡について、管内関係者に広く周知を図るようお願いいたします。

【喪失しない取扱いとした場合の有効期間の起算日について】

- 法定研修を延期・中止をした場合、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとしましたが、喪失しない取扱いとした場合の有効期間の起算日は、元の介護支援専門員等の有効期限の翌日とする。

【喪失しない取扱いとした場合の介護支援専門員証等の取扱いについて】

- 喪失しない取扱いとした場合の介護支援専門員証等の取扱いについては、以下のとおり例示するが、各都道府県の判断で差し支えない。
  - ・元の介護支援専門員証等に有効期限を喪失しない取扱いにした旨を追記する。
  - ・上記の旨を記載したシール等を配布して貼付する。等

【更新研修又は主任介護支援専門員更新研修が再開された場合の対応について】

- 各都道府県が認める期間内は喪失しない取扱いとしたが、更新研修又は主任介護支援専門員更新研修が再開された場合は、実情に応じて速やかに喪失しない取扱いとした者に受講させるように努め、適切な対応を図ること。

※ なお、上記取扱いに係る対象者については、今般の事案が突発的な案件であったことから、研修の中止・延期によらず対象とすることは可能である。

**【地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の活用について】**

- 法定研修の実施に際し、衛生対策に係るマスクや消毒アルコール等の購入に要した経費については、法定研修の実施に係る経費として、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）が活用可能であることを申し添える。

（対象事業名）

15. 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業  
ハ 介護支援専門員資質向上事業

**【担当者連絡先】**

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原

TEL : 03-5253-1111（内線 3978、3936） FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp

【別添】

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な  
取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修に定めのある介護施設での実習等に支障が生ずる場合も考えられます。

このような場合には、法定研修の主催者である都道府県の判断により、以下の対応を取ることが出来ることとします。

- 法定研修を延期・中止する
- その結果、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとする

については、本事務連絡について、管内の関係者に広く周知をお願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原

TEL : 03-5253-1111 (内線 3978、3936) FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp